

不利益処分

処 分 名	市営住宅集会所使用許可の取消し
根 拠 法 令	奄美市営住宅管理条例施行規則33条
所 管 課	建築住宅課

1 処分基準

(1) 処分の内容

集会所使用許可を取消し，又は使用を停止する。

(2) 処分の要件

次のいずれかに該当するとき。

ア 公の秩序を乱し，又は乱すおそれがあると認めたとき。

イ 風紀を乱し，又は乱すおそれがあると認めたとき。

ウ 防犯上危険があると認めたとき。

エ その他集会所を使用することが不相当と認めたとき。